

法 務 大 臣 殿
福岡出入国在留管理局長 殿

2020年3月5日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先 福岡市博多区美野島2-5-31 美野島司牧センター内
共同代表 井上幸雄（福岡市:アジアに生きる会・ふくおか）
岩本光弘（北九州市:外国人技能実習生権利ネットワーク・北九州）
コース・マルセル（福岡市:美野島司牧センター）
中島眞一郎（熊本市:コムスタカ-外国人と共に生きる会）

貴局（福岡出入国在留管理局、以下「福岡入管」という）におかれましては、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との第22回目となる意見交換会をご承諾いただきありがとうございます。以下、意見交換会でご回答いただくための質問書を事前提出いたします。なお、統計数値等のご回答は、質問に「全国」と明記されているときは法務省の全国統計数値を、それ以外は、福岡出入国在留管理局管内（以下「福岡局管内」という）の統計数値をご回答ください。

意見交換会における質問と回答

I 入管業務に関する質問

1 日本語学校留学生（「告示日本語教育機関」所属の在留資格「留学」の学生）について
①2018年及び2019年中の福岡局管内の日本語教育機関にかかる在留資格認定明書の交付件数と不交付件数、交付件数の多い上位5ヶ国、そして日本語教育機関から報告を受けた2019年12月末現在の在籍者数を教えてください。

『昨年の回答』

*日本語教育機関にかかる在留資格認定証明書交付件数

2017年約7,100件、2018年約5,900件。

*国別上位内訳

2017年 ベトナム約2,400件、ネパール約2,100件、中国約1,100件、スリランカ約700件、バングラデシュ約120件

2018年 ベトナム約2,400件、ネパール約1,600件、中国約1,000件、台湾約130件、スリランカ約100件

*日本語教育機関から報告を受けた2019年1月末現在の在籍者数 約10,000名

『今年の回答』

*2018年約5,900件、2019年約5,700件。

*交付上位5ヶ国

2018年 ベトナム 2,400件、ネパール 1,600件、中国 1,000件、台湾 130件、スリランカ 100件 (いずれも概数)

2019年 ネパール 2,600件、ベトナム 1,300件、中国 1,000件、台湾 120件、韓国 110件 (いずれも概数)

*日本語教育機関から報告を受けた2019年12月現在の在籍者数 約9,900名

*不交付件数は統計がない。

②未だに日本語学校留学生の過酷労働、失踪、学業未了等の問題が報道されています。2018年及び2019年中に福岡局管内の留学の在留資格者で、在留資格の取消がなされた件数、入管法違反で退去強制された人数を教えてください。

『昨年の回答』

在留資格の取消件数 2017年 5件、2018年 7件

退去強制した人数 2017年 18名、2018年 40名

『今年の回答』

*官署別に各在留資格の取り消し件数は公表していない。

*退去強制手続き 2018年 40名、2019年 31名

③日本語学校や専門学校等が、学生を退学処分にした後、強制帰国させる事例が未だに散見されます。貴庁として、これらの学校に対して、どのような指導を行っていますか。

『今年の回答』

現状において当局管内では確認していないが、合理的な理由なく生徒の意に反して除籍、退学、帰国等させる行為は、日本語教育機関の告示基準第2条1項8号「生徒に対し人権侵害行為を行い、または法令違反行為をそそのかし、もしくは助けていたとき」に該当する。同行為を行った日本語教育機関は告示抹消の対象となることから、仮に同行為が確認された場合、事案の悪質性等、諸般の事情を考慮し留学生の受け入れを引き続き認めておくことが適当でないと認められる場合は、告示から抹消する等必要な措置を講じる。

2 人身売買の被害者の保護について

人身取引（トラフィッキング）対策に関して、2004年に日本政府として人身売買行動計画（2009年改定・2014年改定）を策定し、法務省出入国在留管理庁を含む政府として取り組んでいます。福岡入管では人身売買の取り締まりや被害者の救済や保護をどのように行われてきたか質問をします。

①2018年及び2019年中に人身売買被害者として保護された外国人は、全国および福岡局管内でそれぞれ何名か、国籍別、在留資格別に教えてください。

『昨年の回答』

*2017年全国20名（フィリピン10名、タイ8名、ベトナム1名、モンゴル1名）うち福岡局管内は0名。

*2018年は集計中。例年3月中旬に法務省ホームページで公表する。福岡局管内は0名。

『今年のお答』

*2018年全国9名（フィリピン5名、タイ4名）、うち福岡局管内は0名。

在留資格を有していた4名の在留資格の内訳は、日本人の配偶者等2名、興行2名

*2019年は集計中。例年3月頃に法務省ホームページで公表する。福岡局管内は0名。

②2018年及び2019年中に入管により保護された人身売買被害者のうち、在留特別許可により在留資格を得られた人数と、国籍別、在留資格の内訳を教えてください。

『去年のお答』

*2017年に人身取引被害者として保護されたのは、全国で20名、出入国管理及び難民認定法違反、不法入国又は不法残留となっていた10名（タイ8名、フィリピン1名、モンゴル1名）を在留特別許可した。在留資格の内訳は公表していない。

*2018年は集計中。例年3月中に法務省ホームページで公表予定。

『今年のお答』

*2018年に人身取引被害者として保護された、全国の9名のうち出入国管理及び難民認定法違反で不法残留となっていた5名（タイ4名、フィリピン1名）を在留特別許可した。

*2019年は集計中。例年3月頃に法務省ホームページで公表予定。

③2018年及び2019年中に労働搾取の観点から、人身取引被害者の疑いで調査したものはありますか。あれば、その中に技能実習生は含まれましたか。

『去年のお答』

*2017年人身取引被害者として認定し保護した外国人のうち、労働搾取として保護した2名。その中に技能実習生は0名

*2018年の全国統計は集計中。例年3月中に法務省ホームページで公表予定。

『今年のお答』

*2018年人身取引被害者として認定し保護した外国人のうち、労働搾取として保護したのは1名。その中に技能実習生は含まれない。

*2019年の全国統計は集計中。

3 DV被害者等の外国人の在留資格の更新や変更について

2018年及び2019年中の福岡局管内で、DV事案の認知件数の総数・性別・国籍・内容とその内訳（期間更新等、退去強制手続、相談のみ）を教えてください。

『去年のお答』

*2017年 10件（フィリピン7件、中国2件、タイ1件）。内容は配偶者（内縁を含む）からの暴力等。その認知状況は、在留審査等手続き4件、相談6件。性別は女性のみ。

*2018年 6件（フィリピン4件、タイ1件、中国1件）。内容は配偶者からの暴力等。その認知状況は、在留審査等手続き5件、相談1件。性別は女性のみ。

『今年のお答』

*2018年 6件（フィリピン4件、タイ1件、中国人1件）。内容は配偶者からの暴力、配偶者からの暴力に準じる心身に有害な影響を及ぼす言動。認知状況は、在留審査等手続き5件、相談1件。性別は女性のみ。

*2019年 5件（フィリピン3件、アフガニスタン1件、中国1件）。内容は配偶者からの暴力、配偶者からの暴力に準じる心身に有害な影響を及ぼす言動。認知状況は、在留審査等手続き2件、相談2件、退去強制に関する手続きで判明したもの1件。性別は女性のみ。

4 セクシュアルマイノリティに関する質問

①心の性と身体の性が一致しないトランスジェンダーの外国人を入管が収容することになるとき、本人の自認する性別についてどのような配慮をしていますか。

『今年のお答』

トランスジェンダーと思われる人を収容した場合には単独で収容する等、被収容者の状況や意向に応じて可能な範囲で柔軟に対応する。

②2019年3月に日本人の同性パートナーがいるオーバーステイの台湾籍の男性に対して、在留特別許可がなされました。同様の許可申請に際し、どのような考慮がなされますか。

『今年のお答』

在留特別許可の可否の判断については、個々の事案ごとに在留を希望する理由、素行、人道的な配慮の必要性等を総合的に勘案して行う。入管法上の配偶者としての地位を前提とした在留資格が認められるためには、それぞれの国籍国において法的に夫婦関係にあり、且つ我が国においても法律上も実施上も配偶者として扱われるものであることが必要だと考えており、我が国において同性婚は認められていないため、日本人と同性婚の関係にある外国人は入管法上の配偶者には含まれない。在留特別許可も、このような入管法上の配偶者の考え方を前提として行っており、同性の者との関係を婚姻と同様に評価するという考え方はとっていない。

5 「配偶者等」の在留資格の取消しなどについて

「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わない」と入管からみなさ

れた場合や、90 日以上の住所届出義務違反および虚偽の届出違反により在留資格が取消されます。福岡局管内で、2018 年及び 2019 年中に、入管難民認定法第 19 条の 19 事実調査権に基づいて調査された件数及び取消の通知がなされた外国人配偶者は何名いますか。また、住所に関する届出義務違反や虚偽の届出違反で、事実調査権に基づいて調査された件数、在留資格を取り消されたのは何名ですか。

『昨年の回答』

| | | |
|--|--------------|-------------|
| * 事実の調査（入管法 19 条の 19） | 2017 年 1 件 | 2018 年 0 件 |
| * 在留資格取消（入管法 22 条の 4 第 1 項の 7） | 2017 年 0 件 | 2018 年 1 件 |
| * 住居地に関する届出義務違反、または虚偽の届出の疑いで事実の調査を実施した件数 | 2017 年 310 件 | 2018 年 86 件 |
| * 在留資格取消（入管法 22 条の 4 第 1 項 6 及び 9） | 2018 年 8 件 | |
| （入管法 22 条の 4 第 1 項 10） | 2018 年 0 件 | |

『今年の回答』

| | | |
|----------------------------------|------------|-----------|
| * 事実の調査の数は公表していない。 | | |
| * 在留資格取消（入管法 22 条の 4 第 1 項 7） | 2018 年 1 件 | 2019 年集計中 |
| * 在留資格取消（入管法 22 条の 4 第 1 項 8～10） | 2018 年 0 件 | |
| （入管法 22 条の 6 及び 9 の双方に該当するもの） | 2018 年 8 件 | |

6 永住許可に関するガイドライン（令和元年 5 月 31 日改定）について

①ガイドラインの改定の趣旨についてご説明ください。また「永住許可要件の適合性について、厳格に審査を行う」ことの具体的な内容を教えてください。

『今年の回答』

この改定の趣旨は第 197 回臨時国会において成立した改正出入国管理及び難民認定法により、在留資格「特定技能」が新設されたことに伴い、当該ガイドラインにおける同資格（特定技能）の取り扱い等について明確化を図ったもの。この改定で、改定前のガイドラインにあった「納税義務等公的義務」を、「納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付、並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務」に、「履行している」を「適正に履行している」とし、より明確化した。尚、改定前の審査においても、今回明確化した公的義務の内容については確認しており、審査過程で必要に応じて書類の提出を求めている。そのため、厳格化したものでも、新たな運用でもない。現在、永住許可申請については改定後のガイドラインに則り適正に審査を行っている。

②このガイドラインでも最長期間の在留期間を有することという条件があり、注記で当面在留期間「3 年」を最長期間の在留期間とみなすとされていますが、この扱いは今後変わりませんか。

『昨年の回答』

平成 29 年 4 月 26 日改定の「永住許可のガイドライン」においても、当面在留期間 3 年を有する場合は、最長の在留期間をもって在留しているとして取り扱うとしており現時点も変更はない。

『今年への回答』

今回のガイドライン改定においても、当面在留期間 3 年を有する場合は、最長の在留期間をもって在留している者として取り扱うとしているが、今後の取り扱いは運用状況を踏まえて判断されることになっている。

③永住許可の要件について、申請者は、どのぐらいの年収を求められますか。「年収は、原則 300 万円以上が必要」という要件は事実でしょうか。

『今年への回答』

永住許可申請において、具体的な年収の要件は設けていない。

④永住許可申請者に、税金や公的な医療保険料や年金保険料の納付状況を明らかにさせるため、様々な書類の添付が求められています。これらの書類が提出できない場合には、永住許可申請は不許可になりますか。

『今年への回答』

提出が困難な人はその理由を記載した理由書を提出してもらい審査を行う。

II 改定入管法等

1 「特定技能」の在留資格について

①2019 年 12 月末現在の、全国及び福岡局管内の 14 業種の職種別人数を教えてください。また、14 業種の職種別人数のうち技能実習の在留資格から移行したのはそれぞれ何人ですか。

『今年への回答』 2019 年 12 月末の特定技能 1 号 1,621 名 うち福岡局管内 196 名

*分野別と技能実習から移行した数は別紙のとおり

②初年度約 4 万 7000 人という想定した人数に届いていないのはどのような理由によるかと考えられますか。

『今年への回答』

要因としては、試験が実施されていない分野や国があったこと、送出しを予定している国の中には送出し手続きを整備中の国があること、制度が複雑で申請手続きがわかりづらい等の声があげられていると承知している。出入国在留管理庁としては、関係省庁と共に試験実施国の拡大を推進したり、送出し国に対する送出し手続きの整備に向けた働きかけの

実施、更なる説明会の実施、法務省ホームページ内の申請手続案内をはじめとする掲載情報の改善、充実等を行い、制度のきめ細やかな周知を行う。

③原則家族帯同を認めない「1号特定技能外国人」の配偶者や子どもに、「家族滞在」が例外的に認められるのは具体的にどのような場合ですか。

『今年のお答』

質問については、「特定技能1号」に変更しようとする者の家族が中長期在留者として在留している場合で、その者が「特定技能1号」への在留資格変更許可を受けた後もその家族が引き続き本邦での在留を希望する時は、「特定活動」への在留許可変更申請を案内する。

④原則家族帯同を認めない「1号特定技能外国人」の在留資格者同士の間、日本で子どもが生まれた場合、子どもの在留資格はどのような取り扱いになりますか。また、日本で出産する母親に産休や育休が認められますか。

『今年のお答』

出生から60日を超えて、「特定技能1号」の家族として本邦での在留を希望する者については、「特定活動」の在留資格取得許可申請を案内する。

一般論としてだが、特定技能外国人を含む外国人についても、日本人と同様に労働関係法令が適用されると承知している。特定技能外国人が産休や育休を取得することで、入管法令上問題となることはない。尚、これら労働関係法令の適用の詳細については、所掌する都道府県労働局へ問い合わせを。

2 「登録支援機関」について

①2019年12月末現在の福岡入管における登録支援機関の登録数と、その内訳（監理団体、人材派遣会社、行政書士（法人を含む）、弁護士（法人を含む）等）を教えてください。

『今年のお答』

当局が申請を受け付けて登録された数は、254件（那覇支局を除く）。こたえられる範囲でこたえると、会社はその半数を占め、次いで事業協同組合が89件約35%、行政書士（法人も含む）20件約8%。登録支援機関は法務省ホームページで掲載している。

3 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について

①「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」にもとづき、福岡入管による共生を目指す取り組みを簡潔に教えてください。

『今年のお答』

2018年12月に関係閣僚会議で策定された総合的対応策。日本人と外国人が安心して安全に

暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため外国人材の受け入れ共生に関する目指すべき方向性を示すもの。昨年12月にこの総合的対応策の内容を一層充実させるための改定を行った。改訂された総合的対応策には、労働環境、医療、教育、住宅等生活の様々な場面に関する172の施策が盛り込まれている。この総合的対応策に基づき都道府県等と連携し、外国人材の円滑かつ適正な受け入れの促進、共生社会実現のための受け入れ環境整備等に取り組んでいる。

②貴局における「受入れ環境調整担当官」の配置の人数、組織上の位置付け、その役割、権限について、簡潔に教えてください。

『今年のお答』

就労永住審査部門の統括審査官1名を配置。主な役割は地方公共団体との窓口役として、外国人の受け入れ環境整備にかかる地方公共団体等からの意見聴取を行い、外国人住民に適切な情報提供及び相談対応を行うために地方公共団体が運営する一元的相談窓口等に対して、相談員として入管職員の派遣であったり、相談業務に従事する地方公共団体職員等への情報提供や研修を行っている。

4 入国管理局から出入国在留管理庁への組織変更により、在留管理についてどのような変化がありましたか。

『今年のお答』

出入国在留管理庁の発足により、出入国に加えてこれまで行ってきた外国人の適正な在留管理を行う任務が、法務省設置法上明記された。また特定技能制度においては、入管法上初めて支援の仕組みが盛り込まれる等、在留管理についても新たな視点をもって制度の適正な運用につとめている。共生社会実現のため、従来の業務に加え各種の在留支援業務を実施している。これは外国人への直接的な支援というより、地方公共団体等の外国人の生活支援を実施している団体への支援であったり、連携、協力を行うことが中心となっている。外国人に適切な情報提供等の支援を行うことが、適正な在留活動を行ってもらうことにつながると考えている。こうした新たな視点での在留管理も重要と認識しており、職員の意識も徐々に変化している。

Ⅲ 技能実習法等について

1 技能実習生制度について

①2018年及び2019年中に入国管理局が関与して、受け入れ団体で不正行為の認定をした件数は、全国及び福岡局管内で何件ありましたか。その内訳を企業単独型、団体監視型の団体監理機関、実習実施機関別で、全国と福岡局管内の不正行為認定の件数を教えてください

い。

『昨年の回答』

全国の統計で 2017年総計 213機関（内訳 企業単独型3機関 団体監理型210機関）
団体監理型210機関の内訳 監理団体27機関、実習実施者183機関
2018年は集計中

福岡局管内の統計は作成していない。

『今年の実答』

- *全国の統計 2018年総計 112機関（企業単独型1機関 団体監理型111機関）
団体監理型111機関（監理団体7機関、実習実施機関104機関）
- *福岡局管内の統計 企業単独型0機関、団体監理型5機関＝すべて実習実施機関
類型別では、賃金不払い4件、労働関係法令違反1件
- *2019年は集計中

②2018年及び2019年中に、全国及び福岡局管内の技能実習生で、死亡した者の数とその要因（自殺、労災等）、また失踪した者、途中帰国した者の数をそれぞれ教えてください。

『昨年の回答』

- *2018年は集計中。警察の把握する数については承知していない。

『今年の実答』

全国及び福岡局管内で死亡した技能実習生及び途中帰国した技能実習生にかかる統計は作成していない。

失踪した技能実習生にかかる地方局別の統計は作成していない。

失踪した技能実習生 *全国 2018年 9,052名
2019年上半期 4,499名 下半期 集計中

③2018年より2019年は失踪者数がより増加しているような報道もなされていますが、その要因をどのように考えていますか。今後貴局としてどのような対策を行っていきますか。

『昨年の回答』

現在、法務省に設置する「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」において平成29年、30年に行った失踪した技能実習生からの聴取結果について、明らかに違法または不正な行為を行っていないと認められる場合を除き、すべての実習実施者及び調査可能な技能実習生に対して調査を行うこととされており、各地方入管においてこれらの調査を実施している。結果は平成31年3月末までに公表予定とされているが、当該調査の中で実習実施者や監理団体に係る不正行為の疑いが判明した場合は、外国人技能実習機構及び労働局等の関係機関との連携の下、厳格に対処するものとしている。

『今年の実答』

平成31年3月29日に公表された「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」に

よる、「技能実習生の失踪事案及び死亡事案にかかる調査、検討結果報告書」では、入管当局における過去の失踪技能実習生からの失踪原因にかかる聴取内容が不十分であったこと等の調査結果を踏まえ、聴取方法の見直しや失踪事案に対する初動対応の強化等の改善方策が報告された。これを受けて、失踪技能実習生から慎重に失踪理由等の聴取を行っており、聴取の結果、賃金不払いや人権侵害等の不正行為の疑いが認められた事案については速やかに実地調査を行うほか、各地方出入国在留管理局、労働局または外国人技能実習機構への情報提供を行う等、受け入れ機関の不正行為に係る措置を検討する等している。また昨年 11 月には法務大臣が上記改善方策を拡充すべく、失踪技能実習生減少のための施策として、失踪者を出した送出し機関、監理団体、実習実施者に対して帰責性を踏まえて、技能実習生の新規受け入れを停止する措置や失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表等の新たな施策を発表しており、これらの施策について外国人技能実習機構等関係機関との連携の下、取り組みを進めているところ。上記、調査検討結果報告書において新制度下で受け入れた技能実習生の失踪状況について、失踪率からみると旧制度よりも減少したという状況が報告されているなかで、現状において失踪の要因として技能実習生の新規入国者数の増加や技能実習生の経済的事情のみならず、依然として受入れ機関等における受入れ状況の問題が存在していると認識している。

④地方労働局と福岡入管の間には相互通報制度がありますが、技能実習生につき、2019 年中に福岡入管から労働局に通報した件数、労働局から福岡入管に通報を受けた件数、および通報を受けて不正認定した件数を教えてください。

『昨年の回答』

*2018 年は集計中。

『今年の回答』

*2019 年 福岡入管から各労働局に通報 112 件

労働局から福岡入管に通報 37 件

不正行為認定についての統計はない。

⑤2018 年及び 2019 年中の福岡局管内の技能実習生の総数と各県別の数を教えてください。

『昨年の回答』

*2017 年 12 月末の九州内の技能実習生数

| 計 | 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 29,067 名 | 9,170 名 | 2,157 名 | 2,835 名 | 5,700 名 | 3,043 名 | 2,424 名 | 3,738 名 |

*2018 年 6 月末

| 計 | 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 30,340 名 | 9,818 名 | 2,248 名 | 2,614 名 | 6,060 名 | 2,914 名 | 2,631 名 | 4,055 名 |

*2018 年末は集計中。

『今年のお返』

*2018年12月末の九州内の技能実習生数

| 全国計 328,360名 | | 福岡局計 35,694名 | | | | |
|--------------|--------|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 |
| 11,324名 | 2,636名 | 2,879名 | 7,232名 | 3,641名 | 3,147名 | 4,835名 |

*2019年6月末

| 全国計 367,709名 | | 福岡局計 39,813名 | | | | |
|--------------|--------|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 |
| 12,825名 | 2,910名 | 2,858名 | 8,126名 | 3,928名 | 3,542名 | 5,624名 |

*2019年末は集計中。

⑥2016年改定入管法22条の4の第1項の第5号「・・・当該在留資格に係る活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合」の規定により、2019年中に福岡局管内で在留資格を取り消された件数を在留資格別に教えてください。

『去年のお返』*2018年 1件

『今年のお返』*2018年 1件 (那覇は含まず)

*2019年 集計中

*在留資格別の統計はない。

⑦2018年及び2019年中に全国及び福岡局管内で介護分野の技能実習生として入国が許可された件数、及びその受入機関の数を教えてください。

『去年のお返』*2017年 該当なし *2018年 統計なし

『今年のお返』*統計なし

⑧技能実習生の中に日本で子どもが生まれた場合の子どもの在留資格の取り扱い、及び母親の産休や育児休業期間中の在留資格の取り扱いはどのようになりますか。

『今年のお返』

入管法上、「技能」や「技術・人文知識・国際業務」等のいわゆる就労資格の外国人の扶養を受ける配偶者、子に対して、「家族滞在」という独立した在留資格を付与しているが、他方で在留期間に上限があり、当該在留期間経過後は基本的に帰国することとなる「技能実習」や「研修」、長期の滞在が想定されていない短期滞在の在留資格で滞在する者の家族は、「家族滞在」の対象から除外されている。仮に技能実習生が我が国で子を出産し、当該本邦出生児が本邦で親である技能実習生の扶養を受けて滞在しなければならない特別な事情がある場合、受入れ機関における当該技能実習生の受入れ継続の状況等の個々の事情に鑑

み、在留資格「特定活動」を付与することも踏まえて検討することになる。また技能実習生の出産や育児に伴う休暇、休業期間中の在留資格の取り扱いについては、在留期間更新許可申請時等において、休業等の期間であるとか在留状況に鑑み、事案毎に個別に判断しているが、育児休業等を取得していることのみを以て一律に在留期間の更新を認めないと言う取り扱いは行っていない。

⑨技能実習生が、実習期間中に妊娠し、日本国内での出産ではなく、出身国での出産を希望して帰国した場合、出産後に、残りの技能実習期間内で、再度技能実習の在留資格で来日して、技能実習を行うことはできますか。

『今年のお答』

一般論として、技能実習生が出産のために帰国し技能実習を中断する場合、出産後再度入国し技能実習計画上の残りの技能実習期間において実習を再開することは可能。改めて本邦で残りの期間の技能実習を再開する場合には、原則として帰国前に技能実習実施困難時届出書を提出した上で、再開時期に合わせて外国人技能実習機構から新たな技能実習計画の認定を受け、当局に対して在留資格認定証明書交付申請を行う必要がある。

IV 統計数値について

1 出国命令制度、在留資格取消制度、難民認定申請件数と認定件数について

①出国命令制度により出国した外国人は、2019 年中に何名ですか。またそのうち未成年は何名ですか。

『去年のお答』*2018 年福岡局管内 87 名、うち未成年 2 名

『今年のお答』*2019 年 非公表

②在留資格取消がなされた外国人は、2019 年中は何名ですか。その在留資格別内訳を教えてください。

『去年のお答』

*2018 年福岡局管内 28 名（内訳 「留学」 7 名、「技術・人文知識・国際業務」 2 名、技能実習 1 号ロ 3 名、技能実習 2 号ロ 15 名、日本人の配偶者等 1 名）

『今年のお答』

*2018 年 28 名

*2019 年 集計中

③難民認定申請件数及び難民認定件数は、2019 年中は何件でしたか。申請の国別内訳（上位 5 位）と、うち弁護士が付き添ったのは何件ですか。また福岡空港の入国審査の際の「難民である」との申告の件数と、トランジット扱いの外国人による「難民である」との申告

の件数は何件でしたか。

『昨年の回答』

*2018年1月～9月 福岡局管内（那覇支局を含む） 認定申請件数41名 認定件数1名
上位5位の国別内訳は、スリランカ16名、中国9名、ネパール4名、フィリピン3名、パキスタン2名、ベトナム2名

同期間の、福岡空港における難民申請、一時保護のための上陸許可申請は 0名

・（「付き添う」の意味が明らかではないが）難民認定申請は16歳未満や病気で自ら出頭できない人に対し、父、母、配偶者、子または親族による代理申請は認めているが、原則として本人申請となっており弁護士による代理申請は認めていない。尚、親を伴わない年少者、重度の身体的障害がある方、精神的障がい有する方、または重篤な疾病を抱える方の難民認定申請手続きにおいては、申請者本人の希望に基づき、インタビューの際に医師やカウンセラー、弁護士等の立ち合いを認めることを試行的に行っている。

『今年の回答』

*2019年 難民認定申請数等の広報資料は本庁で集計中。公表の時期は例年3月頃を予定。

2 個人識別情報の提供義務化について

上陸審査時における外国人の指紋や顔写真などの個人識別情報の提供義務化により2018年及び2019年中に福岡局管内で上陸を拒否された者、退去を命ぜられた者、退去強制の手続きをとった者の人数を教えてください。

『昨年の回答』

| | | |
|---------------------|--------------|---------------|
| 全国において退去を命ぜられた者 | 2017年 1,206名 | 2018年上半期 624名 |
| 全国において退去強制の手続きを取った者 | 2017年 9名 | 2018年上半期 2名 |

福岡局の数は公表していない。

『今年の回答』

| | | |
|---------------------|--------------|-----------------|
| 全国において退去を命ぜられた者 | 2018年 1,255名 | 2019年上半期 1,412名 |
| 全国において退去強制の手続きを取った者 | 2018年 7名 | 2019年上半期 2名 |

福岡局の数は公表していない。

3 住所以外の各種届出について

2018年及び2019年中に、在留カードの住所地以外の記載事項変更の届出（入管法19条の10）は、何件ありましたか。

『昨年の回答』

*2017年 全国4,672件、うち福岡局管内（那覇支局含む）189件
*2018年（速報値）全国4,713件、うち福岡局管内（同）199件

『今年のお答』

- *2018年 全国4,713件、うち福岡局管内（那覇支局含む）199件
- *2019年 集計中

4 福岡局管内での在留特別許可の運用の現状について

①在留特別許可が認められた件数

『去年のお答』 *2017年 35件（確定値） 2018年 22件（概数値）

『今年のお答』 *2018年 22件（確定値） 2019年 35件（速報値）

②福岡局管内で収容中に、60日以内に在留特別許可が認められた件数

『去年のお答』 *2017年 0件（確定値） 2017年 1件（概数値）

『今年のお答』 *非公表

③1年以上の懲役または禁固刑の有罪判決（執行猶予付き判決も含む）を受けるなど上陸拒否事由者に該当するケースで、退去強制されずに在留特別許可が認められた件数

『去年のお答』 *2017年 9件（確定値） 2018年 2件（概数値）

『今年のお答』 *非公表

5 福岡局管内での上陸特別許可の運用の現状について

①上陸特別許可の件数

『去年のお答』 *2017年 37件（確定値） 2018年 45件（概数値）

『今年のお答』 *非公表

②退去強制された外国人で上陸特別許可が認められた者のうち事前審査した在留資格認定申請者のうち入管法第5条該当者で上陸許可された数は何名ですか。

『去年のお答』 *2017年 1名（確定値） 2018年 1名（概数値）

『今年のお答』 *2018年 1名（確定値） 2019年 8名（速報値）

6 福岡局管内の上陸拒否者について

福岡局管内の空港や港で、来日しながらも上陸拒否された外国人は何名ですか。その主な国籍別の内訳を明らかにしてください。

『去年のお答』

*2017年 415名（確定値） 2018年 317名（概数値） 国籍、地域別の統計はなし。

『今年のお答』

*非公表

7 福岡局管内の非正規滞在者の摘発件数と人数を教えてください。

『昨年の回答』 *2018年 摘発件数 159件 摘発人数 142人

『今年のお答』 *2019年 摘発件数 148件 摘発人数 148人 (いずれも概数)

8 福岡局管内の退去強制処分について

①福岡局管内で退去強制された者の総数及び内訳を教えてください。

『昨年の回答』

| | | | | |
|----------|------------|------|------------|------|
| 退去強制者の総数 | 2017年(確定値) | 261件 | 2018年(概数値) | 374件 |
| 内訳 | 不法残留 | 194件 | 不法残留 | 298件 |
| | 不法入国 | 7件 | 不法入国 | 5件 |
| | 不法上陸 | 0件 | 不法上陸 | 4件 |
| | 資格外活動 | 36件 | 資格外活動 | 43件 |
| | 刑罰法令違反等 | 22件 | 刑罰法令違反等 | 21件 |
| | その他 | 2件 | その他 | 3件 |

『今年のお答』

退去強制者の総数

| 2018年(確定値) | 374件 | 2019年(概数値) | 358件 |
|------------|------|------------|------|
| (内訳) | | (内訳) | |
| 不法残留 | 298件 | 不法残留 | 272件 |
| 不法入国 | 5件 | 不法入国 | 5件 |
| 不法上陸 | 4件 | 不法上陸 | 5件 |
| 資格外活動 | 43件 | 資格外活動 | 57件 |
| 刑罰法令違反等 | 6件 | 刑罰法令違反等 | 7件 |
| その他 | 18件 | その他 | 12件 |

②入管法違反の受理件数のうち本人の自主申告者数は何名ですか。

『昨年の回答』 *2018年 96名

『今年のお答』 *2019年 114名 (概数)

③退去強制者のうち 福岡入管より警察・検察に告発した人数と、告発理由別内訳を教えてください。

『昨年の回答』 *2018年 0名

『今年の回答』 *2019年 0名

④2018年及び2019年中に、福岡局管内の収容施設から退去強制された被収容者のうち、自費出国者は何名でしたか。また、国費送還者と、そのうち送還忌避者は、何名でしたか。

『昨年の回答』

*2017年 自費出国 148名 国費送還者 2名 送還忌避者 0名

*2018年 自費出国 252名 国費送還者 6名 送還忌避者 0名

『今年の回答』

*2018年 自費出国 252名 国費送還者 6名 うち送還忌避者 0名

*2019年 自費出国 209名 国費送還者 6名 うち送還忌避者 1名

9 被仮放免者の居住地自治体への通知等について

①2018年末及び2019年末における福岡局管内の被仮放免者は何名ですか。男女別にお答えいただきたい。

『昨年の回答』

*2017年末 12名（男性9名、女性3名）

*2018年末 3名（男性のみ）

『今年の回答』

*2018年末 3名（男性のみ）

*2019年末 11名（男性8名、3名）

②前項の被仮放免者につき、翌月に福岡入管から自治体に通知したのは何名か。男女別にお答えいただきたい。

『昨年の回答』

*2017年末 12名（男性9名、女性3名）

*2018年末 0名

『今年の回答』

*2018年末 2名（男性のみ） ※2018年に集計漏れがあり、昨年の数値を改める。

*2019年末 8名（男性6名、女性2名）

10 福岡局管内の収容施設について

①2019年中の福岡入管の収容定員、平均収容期間、最長収容期間について教えてください。

『昨年の回答』 *2018年 36名 平均収容期間 7日 最長収容期間 68日

『今年 of 回答』 * 2019 年 36 名 平均収容期間 5 日 最長収容期間 86 日

②2018 年及び 2019 年中に福岡局管内の収容施設において、収容中に自殺及び自傷行為をした人は何名いましたか。また収容中のトラブルから警察に逮捕されたケースはありましたか。

『昨年の回答』

2017 年 自損行為 0 名 自殺 0 名 警察逮捕 0 名

2018 年 自損行為 0 名 自殺 0 名 警察逮捕 0 名

『今年 of 回答』

2018 年 自損行為 0 名 自殺 0 名 警察逮捕 0 名

2019 年 自損行為 0 名 自殺 0 名 警察逮捕 0 名

③2018 年及び 2019 年中に他のセンター・局等へ移送された女性は何名いましたか。

『昨年の回答』 * 2017 年 0 名 2018 年 3 名

『今年 of 回答』 * 2018 年 3 名 2019 年 0 名

④2018 年及び 2019 年中に福岡入管の収容施設で、セクシャルマイノリティ（性的少数者）と思われる被収容者は何名いましたか。このような被収容者に対してどのような配慮がなされますか。

『昨年の回答』 * 2017 年 0 名 2018 年 0 名

尚、セクシャルマイノリティと思われる者を収容した場合には、単独で収容するなど被収容者の状況に応じて可能な範囲で柔軟に対応する。

『今年 of 回答』 * 2018 年 0 名 2019 年 0 名

尚、セクシャルマイノリティと思われる者を収容した場合には、単独で収容するなど被収容者の状況や意向に応じて可能な範囲で柔軟に対応する。

11 福岡入管の職員体制について

①2019 年度福岡入管職員の総定員、警備部門、在留審査部門、審判部門の大まかな定員数を教えてください。また前年度に比べてどの分野にどのぐらい増減員がなされましたか。

『昨年の回答』

職員数 548 名

福岡本局 111 名（入国在留審査部門と審判部門 64 名 警備部門 31 名 その他 16 名）

2018 年度の管内定員は、前年度比 83 名増員（出入国審査を行う空港等への増員）

『今年 of 回答』

職員数 645 名

福岡本局 145 名 (就労永住審査部門、留学研修審査部門、審判部門の計 89 名 警備部門 38 名 その他 18 名)

2019 年度の管内定員は、前年度比 97 名増 (主には出入国審査、特定技能制度の導入による)

②2018 年度及び 2019 年度の福岡入管職員の月の平均残業時間を教えてください。

『昨年の回答』2017 年度及び 2018 年度 一概に答えるのは困難で回答は差し控える。

『今年度の回答』2018 年度及び 2019 年度 職員の勤務部署や勤務体系、業務上の閑散期繁忙期等の様々な状況があり、一概に答えるのは困難で回答は控える。